

3.3 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

豊川の維持管理は、「災害の発生の防止」、「河川の適正な利用」、「流水の正常な機能の維持」及び「河川環境の整備と保全」等の観点から、洪水時や渇水時だけでなく、平常時から豊川の有する機能が十分發揮できるよう、関係機関や地域住民等との連携を強化し、次の維持管理を実施する。

- ・平常時の管理
- ・洪水時の管理
- ・渇水時の管理
- ・地震時の対応
- ・水質事故への対応
- ・河川情報システムの整備

3.3.1 平常時の管理

河川は、洪水や渇水などにより日々その状況が変化していることから、河川を適正に管理するため、定期的な河川巡視や堤防除草等の維持管理を行う。

(1) 災害発生を防ぐための管理

①河川管理施設等の維持管理

河川管理施設は、常にその機能を良好に保つ必要があるため、河川巡視等により施設状況を把握し、破損等に対しては適切な補修を行う。また豊川放水路分流堰、樋門、排水機場等については定期的な点検及び計画的な維持補修を行う。さらに、連続堤防の完成により二線堤となった堤防についても、整備水準を上回る洪水等による被害を最小限に抑えるため、適切に管理する。さらに、河川巡視や水防活動が円滑に行えるよう、管理用通路を適正に維持管理するとともに、山付け区間や支川合流地点など、現在、河川沿いに巡視ができない区間についても、極力管理用通路を設置する。

許可工作物についても、河川管理上の支障とならないように、定められた許可条件に基づき適正に管理されるよう施設管理者に指導を行う。

②河川管理施設の操作性向上

豊川放水路分流堰や樋門等の操作は、安全・確実性の確保のため、光ファイバーネットワークを利用した遠方監視等、施設管理の高度化、効率化を進める。

また、樋門等の操作を確実に行うために、操作人を対象とした操作講習会を出水期前に定期的に実施する。

③河道内樹木群の管理

河道内の樹木群については、良好な動植物の生息・生育環境及び良好な景観を形成しており、引き続き保全に努めるものとするが、治水対策上支障となる範囲については、河川環境の保全に配慮しつつ、災害防止の観点から必要に応じ樹木群の拡大防止等の伐採を行う。

④堤外耕作地への対応

豊川の堤外耕作地は肥沃な土壤を活用した露地野菜（大葉、食用菊等）や果樹（柿等）の栽培が盛んである。しかし、栽培等に伴う工作物の設置等は治水上支障があるので適正に指導を行う。

⑤不法係留対策

不法係留船舶等が増加している状況を踏まえて、適正に除去するとともに、市町村及び警察機関等の関係機関と連携を図りながら、計画的に不法係留対策を行う。

⑥水防団等との連携

堤防等により洪水を安全に処理することには限界があることから、洪水による被害を軽減するための水防活動が不可欠であり、流域の人々の生命、財産を守るには水防団等の役割は非常に重要なものである。平常時においても水防活動に万全を期すため、関係機関で組織している「豊川水防連絡会」を開催し、出水期前の合同巡視により重要水防箇所の確認を行うほか、情報連絡体制の充実を図る。

また、水防資機材の充実や計画的な二種側帯等の整備を図り、確実・迅速な水防活動が行えるように備える。

⑦危機管理体制の強化

整備水準を上回る洪水等による被害の軽減を図るために、重要水防箇所や浸水想定区域図の公表や沿川市町村によるハザードマップの作成支援などのほか、関係機関や地域住民間の情報伝達体制の整備等の危機管理体制の充実を図る。

また、地震による二次災害の防止を図るために、関係機関とも連携して地震時の情報連絡体制、地震後点検の体制、点検方法等を定める。

(2) 低水管理

河川環境の保全や既得用水の取水の安定化等、流水の正常な機能の維持増進を図るため、水量水質の監視を行うとともに、利水者との情報伝達体制を整備して河川流量やダム貯留量等の情報収集及び提供に努めつつ、河川管理施設や複数の利水施設の連携による河川流水の総合的運用を行い水資源の有効利用を図る。

また、日頃から河川管理者と利水者相互の情報交換を行って理解を深め、渇水時の水利調整の円滑化を図る。

(3) 河川空間の適正な保全と利用

① 河川空間の管理

豊川の河川空間の保全と利用にあたっては、河川水辺の国勢調査等の調査結果に基づき、河川の保全と利用が調和した豊川の河川空間環境を整備・保全できるように適正に管理する。

なお、河川敷地の占用にあたっては、その目的と治水上、環境上及び他の占用施設への影響を総合的に勘案するとともに、市町村等の地域の意見を聴いた上で、許可を行う。

また、定められた許可条件に基づき、占用施設が適正に管理されるように施設管理者を指導する。

② 不法投棄対策

豊川においては小、中学校による「豊川クリーン活動」が行われており、これらの活動を広め、河川愛護思想の啓発・普及に努めるとともに、関係機関や地域住民と連携して、河川清掃の実施、河川巡視の強化を図るほか、警告看板の設置、車止めの設置などの適正な対策を講じる。

(4) 河川情報の収集及び提供

河川の維持管理のために必要な河川の水位、流量、水質や、流域内の雨量等の河川情報の収集整理を行う。特に、水位や雨量の河川情報は、洪水時の排水機場、樋門等の施設操作、洪水予報、水防活動及び渇水対策などの基礎情報となることから、テレビメータ等によりリアルタイムで収集し、防災対策等に必要な河川情報を関係機関へ提供する。

3.3.2 洪水時の管理

河川がひとたび氾濫すると、流域の人々の生命、財産に多大な被害を生じることになるため、洪水被害の未然防止及び軽減を図るための管理を行う。

(1) 洪水予報及び水防警報等

豊川及び豊川放水路は、「洪水予報指定河川」に指定されていることから、洪水予測システムにより出水の状況を予測し、名古屋地方気象台と共同して洪水予警報の迅速な発令を行うとともに、関係機関で組織している「豊川及び豊川放水路洪水予報連絡会」と相互に迅速、確実な情報連絡を行い、洪水被害の未然防止及び軽減を図る。

また、水防警報の迅速な発令により、円滑な水防活動の支援、災害の未然防止を図る。さらに、洪水時の水位や雨量等の情報は河川情報サービス等を通じて速やかに住民等に提供する。

(2) 出水時巡視

堤防等の河川管理施設や許可工作物の異常を早期に発見し、迅速な水防活動等が行えるように巡視を行う。

(3) 河川管理施設の操作

豊川放水路分流堰や樋門等の河川管理施設の操作は、操作規則等により適正に行う。

(4) 警戒避難の支援

流域の人々の生命、財産に被害が生じるおそれのある場合は、地元市町村長が避難のための立退きを勧告し又は指示をすることができる。このため、市町村長が適切・迅速に勧告又は指示判断ができるよう、その判断材料となる河川の水位や雨量及び河川の状況等を市町村長に提供する。

(5) 河川管理施設の災害復旧

洪水により河川管理施設が損壊した場合には、速やかに復旧する。

3. 3. 3 渇水時の管理

渇水時における河川環境の保全と取水の安定化等のため、水量水質の監視を行うとともに、河川流水の総合的運用による補給の調整等を行う。

渇水時の水利使用の調整には、水利使用者による節水対策を協議する「豊川用水節水対策協議会」により調整が行われているが、さらに、節水対策だけでは対応しきれない異常な渇水時においては、関係行政機関で構成される「豊川緊急渇水調整協議会」を開催し、水利使用の調整が円滑に行われるよう、必要な情報の提供等に努める。

3. 3. 4 地震時の対応

事前に定めた地震時の情報連絡体制、地震後点検の体制及び点検方法等に基づき、迅速な対応を行い、二次災害の防止を図る。

また、設楽町、新城市、豊川市、小坂井町、豊橋市が東海地震の地震防災対策強化地域に指定されていることから、警戒宣言が発令された時は、情報連絡体制を整えると共に、事前点検及び資機材配備等を行い、地震発生時における迅速かつ的確な災害応急対策のための準備を図る。

3. 3. 5 水質事故への対応

油類や有害物質が、河川へ流入する水質事故の被害を最小限に止めるために、主要地点において水質自動監視装置により水質監視を行うとともに、「豊川水系水質汚濁対策連絡協議会」を活用し、情報連絡体制を充実させる。また、水質事故に円滑な対応が図れるよう水質事故処理の訓練等を実施する。

(1) 資機材の準備

豊川の水質事故は油流出事故が多く、水質事故対策資機材はオイルフェンス、吸着マットが主となる。また、有害物質の把握には簡易な水質試験で初期判断する必要がある。このため、事故対応に必要な資機材を準備する。

(2) 水質事故対策技術の習得

豊川では、水質事故を想定した訓練を実施しており、今後も継続実施し、水質事故対策技術の向上を図る。

(3) 水質事故時の対応

水質事故が発生した場合は、「水質事故対策マニュアル」に基づき事故状況、被害状況及び原因把握を迅速に行い、関係機関に通報するとともに、被害の拡大防止のための適切な指導を行う。また、河川巡視を強化すると共に主要地点で水質試験を行うとともに、必要に応じてオイルフェンス、吸着マットを設置するなど下流への拡散防止を図る。

3.3.6 河川情報システムの整備

河川の水位や雨量等の河川情報は洪水等による被害を軽減するために重要である。このため、光ファイバーネットワークの構築、IT関連施設の整備等を行い、防災対策に必要な水位や雨量等の情報、河川管理施設の操作情報、CCTVの画像情報などを迅速かつ正確に沿川住民や関係機関に提供する。

3.4 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項

3.4.1 調査研究等の推進

従来より実施している水文観測、水質調査、河川水辺の国勢調査等の諸調査を継続し、流域内の気象、河川流況、河川および周辺の環境、利用状況等の把握に努める。また、糞便性大腸菌や内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）等社会状況の変化に応じて必要な調査を実施する。

さらに今後、新たな水循環・国土管理に向け、上流域の森林から三河湾に至る流域における河川水・地下水等の水循環や土砂流出について調査研究等を行う。

また、本川河口部付近や豊川放水路でしばしば発生している赤潮の発生機構及び防止対策について調査研究を行う。

3.4.2 河川情報の公開・提供の促進

河川の特性と地域の風土・文化を踏まえ、東三河地域の母なる川として「豊川らしさ」を活かした河川整備を進めるため、ホームページやKAWAKKO資料館等を活用して豊川の河川整備状況や豊川の自然環境の現状等豊川の魅力について広く情報提供し、住民との合意形成に向けた情報の共有化、意見交換の場づくりを図るなど関係機関や地域住民等との双方向コミュニケーションを推進する。

3.4.3 河川の協働管理

グラウンドワーク等の沿川住民による環境モニタリングなどの住民活動との連携や流域ガイド、環境学習、河川愛護活動等の啓発を図り、この成果に基づいた日常的な河川管理や河川環境改善のための計画づくりへの住民参加を進め、地域の意見を反映し、地域と一体となった河川の協働管理を進める。

3.4.4 防災意識の向上

豊川沿川では、降雨があってから出水までが極めて短時間であることから、河川管理者及び関係機関の防災体制の整備のみでは、被害の防止、軽減には限界があるため、関係機関の協力のもとで、地域住民の防災意識向上を図るための防災教育・防災訓練等を実施する。

4. 豊川流域圏一体化への取り組み

豊川を母なる川とし、風土、文化を共有する東三河地域等の上流域と下流域が共存、共栄できるよう、水源域となる上流域と、水供給の恩恵を受ける下流域の相互理解と協力関係を深めながら、次の取り組みを行う。

水源域の森林保全への取り組みについては、森林の水源かん養機能、土砂流出の防備機能等の保全が図られるよう、豊川水源基金等既存の組織等の活用を含め関係機関との連絡調整を図り、森林の適正な管理がなされるよう努める。

また閉鎖性水域である三河湾浄化への取り組みについては、三河湾への流入河川の水質改善等、総合的な水質浄化対策が図られるよう、水質汚濁対策連絡協議会等既存の組織等の活用を含め関係機関との連絡調整を図り、必要となる浄化対策がなされるよう努める。

さらに関係機関・地域住民との連携への取り組みについては、洪水被害や渇水被害の軽減、健全な水循環系の構築、水の再利用の推進、節水の促進等渇水に強い節水型社会システムの構築等のため、豊川流域及び利水地域全体、さらには隣接する天竜川水系も視野に入れ、関係機関や地域住民等との連携の強化に努める他、沿川の開発計画や土地利用計画と河川整備との連携・調整を進め、地域づくりを支援する。

別紙

記載事項の変更箇所一覧

項目	豊川水系河川整備計画(大臣管理区間) 該当頁	これまでの記載	今回の記載
1.1.1流域及び河川の概要	P-1	愛知県南設楽郡鳳来町長篠地先 宇蓮川 愛知県で名古屋市に次ぐ第2位の都市であるとともに 3市4町2村 5市9町2村 上流域:設楽町、鳳来町、作手村 中流域:豊川市、新城市、一宮町 利水地域:蒲郡市、音羽町、御津町、 田原町、赤羽根町、渥美町、静岡県湖西市 津具村	愛知県新城市長篠地先 宇連川 削除 3市2町 6市4町 上流域:設楽町(旧設楽町)、新城市 (旧鳳来町、旧作手村) 中流域:豊川市(旧豊川市、旧一宮町)、新城市(旧新城市) 利水地域:蒲郡市、音羽町、御津町、 田原市(旧田原町、旧赤羽根町、旧渥美町)、静岡県湖西市 旧津具村
		中流部の一宮町にまで及んでいる。 農業粗生産額約1,866億円(平成10年 愛知農林水産統計年報) 製造品出荷額約4兆3,866億円(平成 10年工業統計表) 特に、豊橋市の農業粗生産額は約 578億円(平成10年愛知農林水産統計 年報)に達し、 注)農業粗生産額は、	中流部の豊川市(旧一宮町)にまで及 んでいる。 農業產出額約1,618億円(平成15年愛 知農林水産統計年報) 製造品出荷額等約4兆3,866億円(平 成15年あいちの工業) 特に、田原市(旧田原町、旧赤羽根 町、旧渥美町)の農業產出額は約723 億円(平成15年愛知農林水産統計年 報)に達し、 注)農業產出額は、
		記載なし	「平成18年2月には水資源開発基本計 画の全部変更が行われ、」の追加
		大島ダム建設等の豊川総合用水事業 や設楽ダム建設事業による水資源開 発、水利用の	平成13年度には、大島ダム建設等の 豊川総合用水事業が完了し、現在 は、設楽ダム建設事業や豊川用水二期事業による水資源開発、水利用の
		豊川水系における渴水発生状況(昭 和52年~平成12年) (表中)記載なし	豊川水系における渴水発生状況(昭 和52年~平成17年) H13.5~H13.9、 H14.6~H14.7、 H14.8~H14.10、 H17.6~H17.8
1.2.2河川の利用 及び流水の正常 な機能に関する 現状と課題 表1.2.1(渴水の發 生状況)	P-11	(表中)区間、沿川市町村名の欄	
2.1計画対象区間 表2.1.1(計画対象 区間)	P-15	(表中)場所の欄	
3.2.1霞堤対策 表3.2.1(施工場所 と工事の内容)	P-21	(表中)場所の欄	
3.2.2河道改修及 び河川環境の整 備と保全 表3.2.2(施工場所 と工事の内容)	P-23	(表中)場所の欄	
3.2.3内水対策	P-31	豊橋工事事務所	豊橋河川事務所

別紙

記載事項の変更箇所一覧

項目	豊川水系河川整備計画(大臣管理区間) 該当頁	これまでの記載	今回の記載
3.2.5 豊川流況総合改善事業 表3.2.4(寒狭川頭首工・導水路の概要) 図3.2.3(位置図)	P-32	(表中)位置の欄	
		鳳来町	新城市
3.2.6 設楽ダムの建設 表3.2.5 設楽ダムの概要／印註書き	P-33	(表中)建設位置の欄 約100,000 記載なし	※設楽ダムの諸元については、特定多目的ダム法第四条に基づく設楽ダム建設に関する基本計画にて決定される。 約98,000
3.2.6 設楽ダムの建設		約1.1m ³ /sの新規開発	約0.5m ³ /sの新規開発
3.3.4 地震時の対応	P-39	新城市が東海地震の地震対策強化地域に指定されていることから	設楽町、新城市、豊川市、小坂井町、豊橋市が東海地震の地震防災対策強化地域に指定されていることから

<参考>

豊川流域及び利水地域の市町村合併

津具村 → 設楽町と合併(H17.10.1)
鳳来町 → 新城市と合併(H17.10.1)
作手村 → 新城市と合併(H17.10.1)
一宮町 → 豊川市と合併(H18.2.1)
田原町と赤羽根町 → 田原市(H15.8.20)
田原市と渥美町 → 田原市(H17.10.1)